

公租公課の支払い猶予等と事業者への適用可否

令和 2 年 3 月 26 日

分野	対象	事業者（法人）に対しての適用について
（１）国税・社会保険料の納付の猶予等		
国税	個人・法人	個人、法人の別に係わらず対象。納期限から 6 ヶ月以内に 申請書を提出。1 年間の猶予、延滞税の一部免除。
社会保険料	個人・事業者	事業者については、社会保険の適用事業所が対象。納期限から 6 ヶ月以内に管轄の年金事務所に申請。1 年の範囲内 で猶予、延滞金の一部免除。
（２）地方税の徴収の猶予等		
地方税	個人・法人	個人、法人の別に係わらず対象。納期限から 6 ヶ月以内に申請書を提出。1 年間の猶予、延滞税の一部免除。
（３）公共料金の支払の猶予等		
上水道・下水道	個人・事業者	対象、要件、手続きは自治体の判断による（総務省から通 知済み）
NHK受信料	事業者	・事業所割引の適用解除期間の緩和 ・事業所割引の申込受理期間の延期 ・多数一括割引の割引適用期間の延伸 上の 3 項目については、詳しくは下記 URL の NHK ホームページ参照 【「まとめ支払い」の取り扱いについて】 「NHK 放送受信料事務取扱要領」1.(3) ⑤に定める未収会員を収納対象からはずす取り扱いを、2019 年度第 6 期（未収確定 4 月 20 日）と、2020 年度第 1 期の請求分（未収確定 6 月 18 日）について適用しない。
電気・ガス	個人（世帯）	個人向け緊急小口資金等の特例対象者（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少した個人事業主等の世帯）に対して 1 ヶ月間支払いを猶予。（経済 産業省から通知済み）
固定電話・携帯電話	個人・事業者	各電気通信事業者の判断による（総務省より電気通信事業者 4 団体に宛てて要請済み）※ 1

NHK 受信料の窓口

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html

※ 1 3/19 現在、NTT グループは、申し出があった個人・法人の全ての者を対象に、2020 年 2 月末日以降の支払い 期限の料金を同年 5 月末日以降に延長することを発表。申し出の受付開始は 3/23(月)午前 9 時以降、請求書に記 載のお問い合わせ先に連絡が必要。